

京都府いきいき条例に基づく特定相談等の概要(平成28年9月分まで)

番号	受付日	分野	障害種別	相談種別 (暫定)	相談者	相談概要	対応等	相手方
1	平成28年6月	情報・コミュニケーション	視覚障害	合理的配慮	当事者	インターネットバンキングのセキュリティが新制度に変わったが、HPの説明案内が視覚障害者(音声案内に)対応していない。	相談者への合理的配慮等について、金融機関に広域専門相談員から指導をした結果、金融機関から「相談者の方へ個別に説明を行いサポートを進めることとなった」と、報告があつたため終結とした。	金融機関
2	平成28年6月	建物公共交通	肢体不自由	合理的配慮	事業者	車いすを御利用の方から、店舗の改善要望が出されているが、どの様に対応すれば良いのか相談したい。	建物の現況調査を実施。建物基準については、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例を紹介するとともに、ご相談者の意向が十分反映されるよう、当事者の意見を聞いていただくよう事業者依頼。その後の具体的な改善方法等についても継続的に相談を受け、相談者の意向を反映した改修が実施された。	金融機関
3	平成28年9月	住宅	視覚障害	合理的配慮	当事者	分譲マンションの正面玄関前に突然車止めができた。視覚障害者の私にとって、その車止めが通行の支障となる。	マンションの管理組合に連絡し条例の主旨を説明したところ、通行の妨げとなる車止めが取り除かれた。加えて、相談員から自治会に対し、相談者に丁寧な説明を行っていただくよう依頼を行うことで、相談者の理解が得られたため終結とした。	分譲マンション管理組合